

## 平成24年度 第21回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成25年2月7日（木）午前10時～11時40分

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

#### 【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将一
係長	遠藤公亮	係長	新高謙一
係長	有岡博己		

【傍聴者】 なし

### 4 議題

議案第1号 平成23年（不）第1号事案から第3号事案までに係る判定について

議案第2号 平成25年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の実施について

報告第1号 地方公務員の給与改定に関する取扱い等(平成25年1月28日付け総務大臣通知)について

### 5 議事の公開・非公開

議案第2号及び報告第1号を公開とし、議案第1号を非公開とした。

### 6 議事

#### 1 議案第1号

平成23年（不）第1号事案から第3号事案までに係る判定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

## 2 議案第2号

平成25年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

平成26年4月1日採用予定の採用試験を以下のとおり実施しようとするもの。

#### ① 試験の概要

##### (1) 試験区分・採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官（男性）		27名程度
警察官（女性）		4名程度
警察官（男性） 〈武道〉	柔道	2名程度
	剣道	2名程度

##### (2) 受験資格

###### ア 年齢及び学歴要件

昭和55年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成26年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）

###### イ 国籍要件

日本国籍を有していること

###### ウ その他の要件

警察官（男性）〈武道〉を受験する人にあつては、次のいずれかに該当する人

(ア) 柔道については、公益財団法人講道館が認定する柔道3段以上の段位を有すること

(イ) 剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟が認定する剣道3段以上の段位を有すること

##### (3) 試験日程

受付期間		4月5日（金）～4月22日（月）（消印有効） （インターネット受付：4月5日（金）午前0時～4月17日（水）午後12時）
第1次試験	試験日	5月12日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：西部総合事務所
	試験種目	教養試験（多肢選択式）、適性検査
	合格者発表日	5月23日（木）（予定）
第2次試験	試験日	6月17日（月）～19日（水）（予定）
	試験会場	鳥取県警察本部庁舎会議室、鳥取県庁会議室、鳥取県警察学校
	試験種目	人物試験（集団討論及び個別面接）、論文試験、適性検査、身体検査、体力検査、実技（武道受験者のみ）
	採用候補者発表日	7月16日（火）（予定）

※ 第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する適性検査の評価は第2次試験で行う。（第1次試験合格者のみ判定する。）

#### ② 広報

平成25年2月12日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

## 3 報告第1号

地方公務員の給与改定に関する取扱い等（平成25年1月28日付け総務大臣通知）について、事務局が説明した。

【説明】

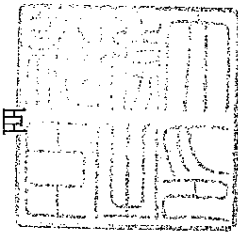


総行給第1号  
平成25年1月28日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各都道府県議会議長  
各指定都市議会議長  
各人事委員会委員長

殿

総務大臣



#### 地方公務員の給与改定に関する取扱い等について

公務員の給与改定に関する取扱いについて、平成25年1月24日別紙のとおり閣議決定が行われました。

地方公務員の高齢層職員の昇給抑制に関する措置については、各地方公共団体において今般の閣議決定及び人事委員会勧告を踏まえ、必要な措置を講ずるよう要請いたします。

なお、地方公営企業に従事する職員の給与改定に当たっても、これらの事項を十分勘案の上、適切に対処されるよう要請いたします。

また、各地方公共団体においては、これまでも自主的な給与削減措置や定員削減などの行財政改革の取組が進められてきたところではありますが、一方で、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっています。

こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請いたします。

この旨、貴都道府県内の市区町村に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## 公務員の給与改定に関する取扱いについて

〔平成25年1月24日〕  
閣議決定

- 1 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、平成24年8月8日に高齢層職員の昇給抑制に関する人事院勧告が行われたところであるが、平成25年度（直近の昇給日である平成26年1月1日）から人事院勧告どおり改定を行うものとする。
- 2 特別職の国家公務員の給与については、1の趣旨に沿って対応するものとする。
- 3 独立行政法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第13号に規定する独立行政法人をいう。）の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう厳しく見直すことを要請する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。  
また、特殊法人等の役職員の給与改定に当たっても、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう厳しく対処するとともに、必要な指導を行うなど適切に対応する。特殊法人等の役職員の給与等についても、その水準を毎年度公表する。
- 4 地方公務員の高齢層職員の昇給抑制に関する措置については、各地方公共団体において1の趣旨及び人事委員会勧告を踏まえ、必要な措置を講ずるよう要請する。
- 5 各地方公共団体においては、これまでも自主的な給与削減措置や定員削減などの行財政改革の取組が進められてきたところであるが、一方で、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっている。

こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する。

## 総務大臣談話

平成25年1月24日

- 1 政府は、本日の閣議において、高齢層職員の昇給抑制について、次の昇給日である平成26年1月1日から人事院勧告どおり改定することなどを内容とする本年度の公務員の給与改定の方針を決定いたしました。

公務員の皆さんにおかれては、今般の措置について理解いただき、職務に全力で取り組むようお願いいたします。

- 2 各地方公共団体においては、これまでも自主的な給与削減措置や定員削減などの行財政改革の取組が進められてきたところではありますが、一方で、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっています。

こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請してまいります。

### 7 次回の人事委員会の開催

平成25年2月18日（月）午前10時から開催することとした。